

## ご挨拶

いつもありがとうございます。市川でございます。

令和という元号にも少し慣れたような気がいたします。

「orihime」というロボットをご存知でしょうか？テレワークに使えるロボットという事で紹介されているのを見て知ったのですが、会社にかわいいロボットを置いておき、遠隔操作で発言したりあいさつしたりできるというものです。テレワークでの社員同士のコミュニケーション問題を解決できるという事で紹介されていました。

その時は「へえ、かわいいなあ。でも、パソコンで十分では」なんて思っていました。

昨年、この orihime をつけた新たな試みに心打たれました。

このロボットが接客をするカフェができたのです。

このロボットを遠隔で操るのは、なんと難病で寝たきりの方。

それを知ったとき、「テレワーク」というのが、今まで到底かなわなかったことが現実になる事だと思ったのです。

お店は常設ではなく、1週間くらいだったのですが、気が付いた時にはもうチケットが取れず、行くことができませんでした。

きっと、こういったロボットが接客するカフェも今後出てくるでしょう。できないことがどんどんできるようになっていく、素敵なことですね。（市川）



## Topix

ご挨拶・・・1

【今月の特集】時間外労働等改善助成金

（勤務間インターバル導入コース）・・・2・3

【コラム】コワーキング・・・サウナ！？・・・4

手続きチェックリスト・・・4

今月の重要ポイント・・・4

## 特集：時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、2019年4月から努力義務になりました。

勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主は、それに伴う費用について、助成金が申請できます。



こんな取り組みに利用できます。

1. 労務管理担当者に対する研修（10万円まで）
2. 労働者に対する研修、周知・啓発（10万円まで）
3. 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング（10万円まで）
4. 就業規則・労使協定等の作成・変更（作成10万円まで）（届出1万円まで）
5. 人材確保に向けた取組（10万円まで）
6. 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
7. 労務管理用機器の導入・更新
8. デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新
9. テレワーク用通信機器の導入・更新
10. 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

※ 研修には、業務研修も含まれます。

※ 原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

設定するインターバル時間は9時間以上です！

難しい時間ではありません。

例えば、22時退社、翌朝7時出社で9時間です。

また、11時間以上と設定すると、助成金の上限額が上がります。

この助成金を利用した場合、

**「人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）」**という別の助成金の対象になります。これは、働き方改革を行うために人を雇い入れた場合に最大

**60万円×10人**、受け取ることができます。

### 市川の育児日記



## 支給額

取組の実施に要した経費の一部を、成果目標の達成状況に応じて支給します。

**対象経費の合計額に補助率3/4(※)を乗じた額**を助成します(ただし次の表の上限額を超える場合は、上限額とします)。

※ 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で6から10を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。

### ○上限額

休憩時間数(※)	「新規導入」に該当する取組がある場合	「新規導入」に該当する取組がなく、「適用範囲の拡大」又は「時間延長」に該当する取組がある場合
9時間以上11時間未満	80万円	40万円
11時間以上	100万円	50万円

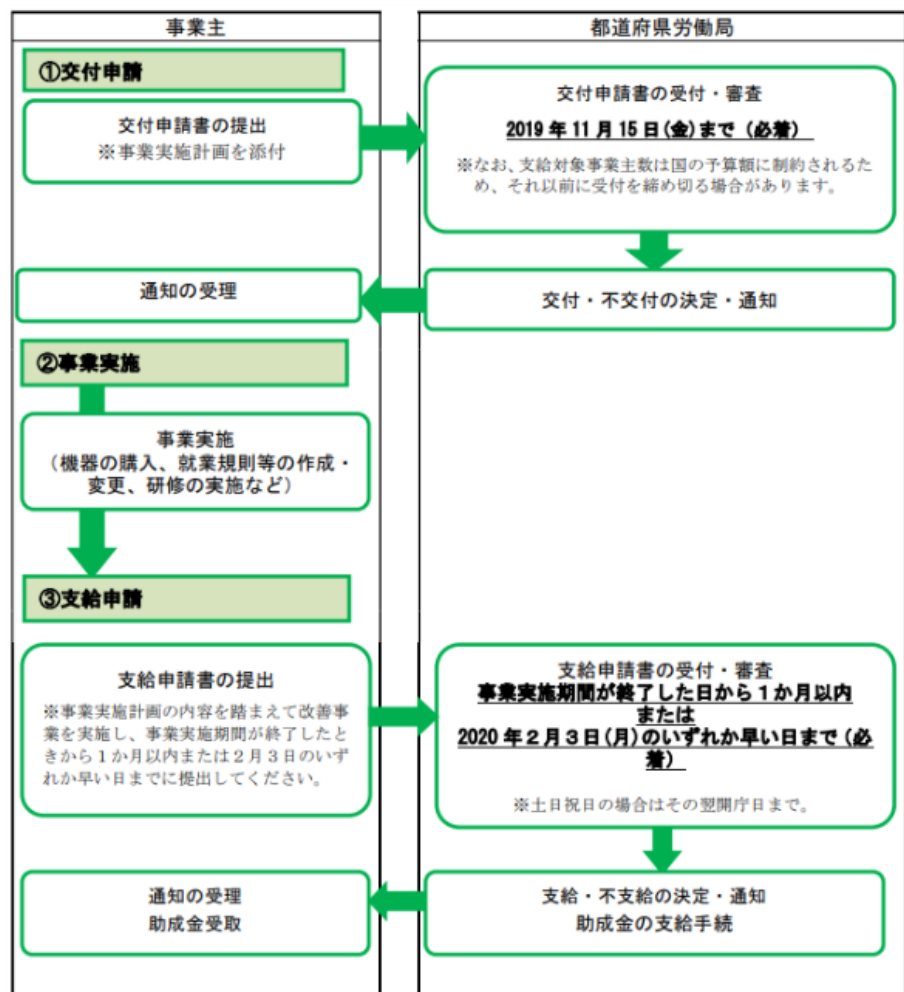
※ 事業実施計画において指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間のうち、最も短いものを指します。

1. 就業規則改定
2. 労働時間のコンサルティング
3. 人材確保に向けて、採用HPの見直しや求人の見直しコンサルティング
4. タイムカードのシステム導入など・・・

やりたいと思っていたことを、助成金を利用して行うことができます。

## 手続き フロー

インターバル制度には、「例外」を設けることも可能です。(繁忙期は月に3回まで申請により免除など) 就業から始業まで、9時間あけることは難しいことではないと思いますので、労務管理の見直し等行いたい場合は、ぜひ活用してください!



## 今月の重要ポイント

・緑色の封筒が届いたらご一報ください！！

5月、労働局から緑色の封筒が届いていると思います。中には、労働保険料の更新の書類が入っていますので、必ずご一報ください。

・年金事務所から封筒が届いたらご一報ください！！

社会保険の届け出があります。算定基礎届の書類が届いたらご一報ください。



## コラム

コワーキングスペース。オフィス環境を共有できるコミュニティスペースのことですが、当初の「仕事やライフワークの活動拠点として」「自宅やオフィス以外の第三の場所として」という存在意義に加えて、最近では女性専用、子連れ可、写真撮影のスタジオとして、キッチンを備え付けた料理教室…と様々なコンセプトを持ったコワーキングスペースが誕生しています。

そして、ついにはサウナが融合したコワーキングスペースが横浜に登場したそうです。

### コワーキングサウナって

仕事に行き詰まったらサウナに。リフレッシュ後には個室の「ぼつにゆうブース」で仕事モードに戻るもよし、大型ディスプレイやホワイトボードがある「ミーティング&チャットルーム」でミニ会議をするもよし、「宴会スペース」は会議～入浴～リラックス宴会と利用できるんだとか。



TPOに合わせて様々な使いそうなこの施設は、個人の利用はもちろんのこと、登録をして利用する企業も増えているそうです。

### これから求められる空間・働き方とは

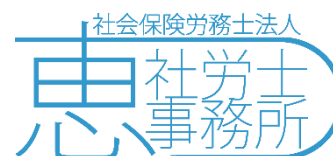
働き方改革により生産性が求められる一方で、従来のオフィス環境が必ずしも生産性を高める場所にはなっていないという現状。様々なソーシャルメディアツールの発達で、オフィスを飛び出し働くことが可能になりました。

そうしてとり着いた働く場所は、ちょっとした非日常的であり且つ刺激やモチベーションもアップできる空間。人と人との関わりが希薄になったと言われる現代にこそ、こんな空間を上手く活かしつつ、企業も従業員も生き生きと働けたらいいですね。（青木）

## 手続きチェックリスト

ご連絡漏れはありませんか？

- 入社
- 退社
- 扶養したい、扶養から抜ける
- 産休・育児休業・介護休業
- けが、病気で長期休んだ
- 労災がおきた
- 基本給の変更があった
- 賞与を支払った
- 役所から連絡が来た

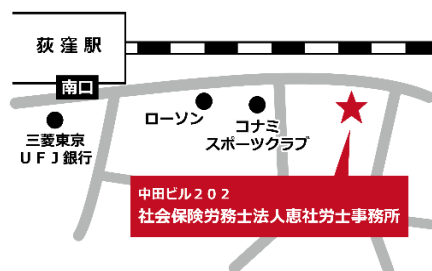


【お問い合わせ】

03-5335-7905

info@megumi-sr.com

JR・丸の内線 荻窪駅より  
徒歩3分です。  
ぜひお立ち寄りください！！



<https://megumi-sr.net>

Podcast（ネットラジオ）配信始めました。

楽しく役に立つ番組を目指しています！



【発行日】令和元年6月1日 【発行者】社会保険労務士法人恵社労士事務所 住所 東京都杉並区荻窪 4-31-11 中田ビル 202  
TEL : 03-5335-7905 / FAX : 03-5335-7906 Mail : info@megumi-sr.com URL : <https://www.megumi-sr.com>